

# DTCC

Securing Today. Shaping Tomorrow.®

## 「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」 に基づく情報開示

### DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社

情報開示金融市場インフラ：	DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社
金融市場インフラが事業を行う法域：	日本
金融市場インフラの規制・監督当局：	金融庁、日本銀行
情報開示日：	2018年7月31日
詳細取り合わせ先：	DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社 電話番号：(+81) 03-3519-1670

なお、この文書は、<http://www.dtcc.com/> にも掲載されています。

## 目次

1. エグゼクティブ・サマリー	3
2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要	4
3. DDRJ の概要	5
4. 原則毎の説明的開示	7
原則 1. 法的基盤	7
原則 2. ガバナンス	9
原則 3. 包括的リスク管理制度	12
原則 4. 信用リスク	14
原則 5. 担保	14
原則 6. 証拠金	15
原則 7. 資金流動性リスク	15
原則 8. 決済のファイナリティ	15
原則 9. 資金決済	15
原則 10. 現物の受渡	15
原則 11. 証券集中振替制度	15
原則 12. 価値交換型決済システム	16
原則 13. 参加者破綻時処理の規則・手続	16
原則 14. 分別管理・勘定移管	16
原則 15. ビジネス・リスク	16
原則 16. 保管・投資リスク	18
原則 17. オペレーショナル・リスク	18
原則 18. アクセス・参加要件	22
原則 19. 階層的参加形態	23
原則 20. FMI 間リンク	24
原則 21. 効率性・実効性	24
原則 22. 通信手段・標準	25
原則 23. 規則・主要手続・市場データの開示	26
原則 24. 取引情報蓄積機関による市場データの開示	28
5. 公表物	29

## 1. エグゼクティブ・サマリー

BIS 決済・市場インフラ委員会 - 証券監督者国際機構（以下、「CPMI-IOSCO」という。）は、支払・決済機関、証券預託機関、清算機関及び取引情報蓄積機関を含む金融市場インフラは、金融市場の強化並びに金融システムの安定化を促進する上で、不可欠であり、且つ重要な役割を果たしていると謳っています。金融市場インフラは、清算、決済、金融取引の情報蓄積のそれぞれ固有な機能を担い、金融市場安定化に貢献しています。この金融市場インフラの一員である DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下、「DDRJ」という。）は、本邦における取引情報蓄積機関として、金融商品取引当事者と金融庁の間に介在し、執行された店頭デリバティブ取引の報告・保存を主たる業務として遂行しています。また、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラが適正に管理されている場合において、それら金融市場インフラは金融市場安定化の促進に大きな役割を果たすものとの見解を表明しています。

2012 年 4 月、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラを強化するため、要求水準を引き上げた国際基準となる「金融市場インフラのための原則（以下、「FMI 原則」という。）」を発表しました。FMI 原則は、24 の原則から構成されており、金融市場インフラが晒されている主要なリスク項目について網羅しています。FMI 原則の一つの主要な目的として、金融市場インフラが、明瞭且つ包括的な情報開示を行うことを促進する点にあり、CPMI-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、金融市場インフラが担う業務において、該当する FMI 原則への遵守状況を示すことができることとなります。

DDRJ は、米国の The Depository Trust & Clearing Corporation（以下、「DTCC」という。）を最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて設立され、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）に基づき金融庁の監督に服する法人です。DDRJ は内閣総理大臣から指定をうけた取引情報蓄積機関として、金利、為替、株式、信用の各アセット・クラスにおける店頭デリバティブ取引情報をユーザーである金融商品取引業者等から受信し、金融庁に報告する業務を行っています。この文書は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、DDRJ における FMI 原則への適合状況を公表するものであり、特段の指定がない限りにおいて、2017 年 12 月末時点の情報を開示するものです。

DDRJ は、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミット合意の精神に則り、店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステムリスク削減及び市場濫用の防止を目的とした取引情報蓄積機関としての責務を果たすため、堅牢なリスク管理態勢を構築し実効性を持たせることが肝要であると認識し、DDRJ が晒されているオペレーショナル・リスク並びに関連するその他のリスクについて適正に把握し管理するため、DTCC グループとも協働し、取締役会も含めた組織的な体制を構築しています。

## 2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要

DDRJは「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づくFMI原則の遵守状況に関する文書を前回は2017年7月28日に開示しました。今回の更新にあたり、前回に公開された文書からの重要な変更点はありませんが、従前の記載内容をより明確化する観点から、いくつかの箇所の記載について、軽微な追加・変更を実施しております。

### 3. DDRJ の概要

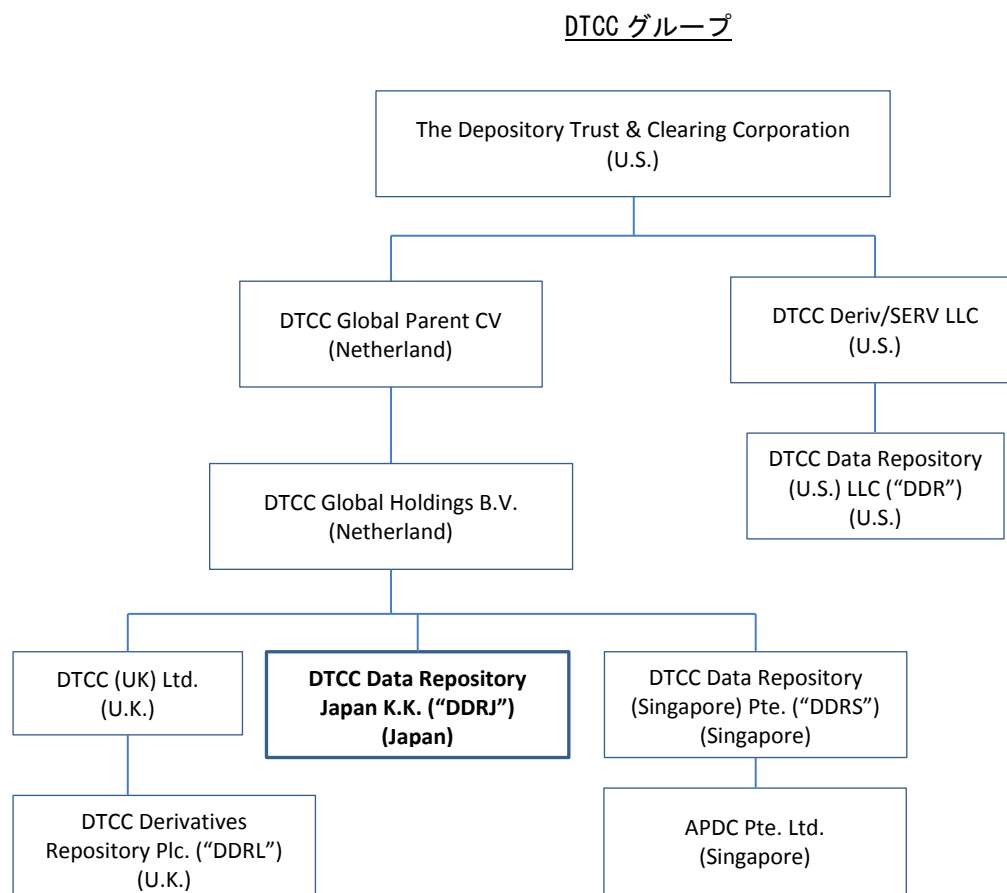
DDRJ は、DTCC グループが現在世界中9つの地域で運営している、金融監督当局から認可、登録、または指定を受けた取引情報蓄積機関の一つです。DTCC グループは、店頭デリバティブ市場における市場の透明性向上、システミック・リスクの削減及び市場濫用の防止という目的を達成するため、様々な資産クラス及びグローバルな機能を有する取引情報蓄積・報告制度を確立するための最前線に立っています。

DDRJ は、2013年3月8日に内閣総理大臣から指定を受けた日本における最初の取引情報蓄積機関として設立され、金商法及び関連内閣府令で規定される金融商品取引業者等の店頭デリバティブ取引情報保存・報告義務者をユーザーとし、ユーザーから送信される取引情報の保存及び金融庁への報告業務を遂行しています。金商法及び関連内閣府令に従って、金利、為替、信用、及び株式のアセット・クラスにおける店頭デリバティブ取引が現在の報告対象取引となっています。

#### DDRJ の組織概要

DDRJ は、米国の DTCC を最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて日本において設立された株式会社です。DTCC は、米国における非公開の持ち株会社であり、傘下に証券預託機関や清算機関等の金融市場インフラを擁し、40年以上にわたり、米国金融市場及び世界の金融市場における金融取引約定後の業務処理を担う主要な金融市場インフラとして確固たる地位を確立してきました。また DTCC の株主は、全て利用参加者である主要な金融機関で構成されており、金融市場における安全性並びに効率性の促進、ひいては金融システム全体の安定性に貢献するという経営理念の下、ガバナンス構造を構築しています。

取引情報蓄積業務に関する DTCC グループの概要図は、以下に示す通りです。



DDRJは、DTCCグループの一員として同様な経営理念を適用しており、日本における金融市場インフラとして、堅牢なガバナンス及びリスク管理体制を構築しています。DDRJの取締役会は、DDRJの事業活動の全てを監督し、株主に対して説明する最終経営責任を負っており、2名の常勤取締役及び3名の非常勤取締役により構成されています。DDRJの取締役は、リスク管理等を含む内部管理体制についても監督責任を有しており、包括的なリスク・プロファイルの検討並びにそれらのリスク管理状況、内部監査状況、及びコンプライアンスについての報告を取締役会における常設の議題として内部管理体制についての状況を監督する枠組みを構築しています。

また、DDRJは監査役設置会社であり、監査役は、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役会に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等を有し、牽制機能としての役割を果たしています（詳細は、原則2 ガバナンスを参照）。

#### 法的及び規制上の枠組み

DDRJは、金商法に従って、内閣総理大臣から指定をうけた取引情報蓄積機関であり、金商法や関連する内閣府令に準拠し、業務を運営しています。さらに、金融庁が制定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」にも準拠しています。また、日本において設立した株式会社として、民法、商法及び会社法等にも準拠しています。

DDRJは、金商法及び関連する内閣府令の規定に基づき、業務規程を策定し、内閣総理大臣の認可を受けています。また、金商法及び関連する内閣府令に従い、内閣総理大臣の承認を受けて、取引情報蓄積業務の一部を関連会社に業務委託しています。

また、DDRJは、金商法に基づき、金融庁の監督・規制に服しており、また、日本銀行法に規定された目的に基づき、日本銀行が金融市場インフラに対して行うオーバーサイトを受けています。

#### システムの設計と運用

DDRJは、取引情報蓄積業務の一部を関連会社に業務委託しています。具体的には、ユーザーからの取引情報の受信、金融庁宛取引報告の作成等並びに当該システムの開発・運用を関連会社に委託しており、業務委託契約に基づき業務委託先の主要関係部署と定期的な会議を行い、業務委託先管理を適切に行っています。

#### 4. 原則毎の説明的開示

##### 原則 1 法的基盤

**FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。**

##### 重要な考慮事項 1 :

**法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。**

DDRJ の業務活動は、金商法、民法、会社法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」等の日本の法規に準拠しています。

さらに、金融庁が制定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」は、FMI の事業・業務の側面すべてをカバーするものであり、DDRJ はこれに基づく金融庁による監督の対象となっています。

DDRJ の業務活動の重要な側面については、以下の観点からも、高い次元で法的基盤が確保されているものと考えております。

- (1) 金商法 第 156 条の 67 に基づき、金融庁（内閣総理大臣）から日本の取引情報蓄積機関としての指定を受け、金商法第 156 条の 71 と関連する内閣府令・監督指針に基づいて規定された範囲・内容で業務を遂行していること。
- (2) 取引情報の保存義務の内容・詳細については、金商法第 156 条の 65 と関連内閣府令において規定されていること。
- (3) 取引情報の報告義務の内容・詳細についても、金商法第 156 条の 65 と関連内閣府令において規定されていること。
- (4) ユーザーとの間で締結される取引情報収集契約（そこで参照準拠されている業務手順書も含む）及び取引情報蓄積機関としての指定を受けるに際して金融庁から承認を受けた（業務に関する手順と管理の概要を記載した）業務規程を遵守することも要請されており、その業務活動と管理体制について、金融庁による厳格な審査と監督にも服していること。

##### 重要な考慮事項 2 :

**FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。**

DDRJ の業務規程、業務手順書、取引情報収集契約、サービス提供に際して必要となる口座開設のためにユーザーから徴求する各種書式のいずれについても、日本における取引情報蓄積機関としての指定を受ける申請手続過程において、外部の法律事務所や金融庁との協議を含む、徹底的な検証プロセスを経て策定されており、これらのプロセスの中で関係法令との整合性や妥当性が確認されております。

さらに、これらの各種規程・規則・契約書・書式は、法令・規制の変更、提供するサービス内容の変更、金融業界との作業部会で具体的に問題となった論点の検証結果に応じ、外部の法律事務所も交えて、継続的に検証し、必要に応じて、金融庁との協議も経た上で、適時、適切に見直しを行っています。

特に、DDRJ の業務規程については、金商法第 156 条の 74 に基づき、法令上指定された項目を網羅するとともに、業務手順書の骨子や管理体制の概要等を記載し、金融庁の承認を事前に得ることが要請されており、当該業務規程を変更する際にも、事前に金融庁の承認を得ることが要請されています。

### 重要な考慮事項 3 :

FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

DDRJ は、その活動の法的基盤や業務手順書、取引情報収集契約等の内容をご理解いただくために、関係業界との作業部会の場合や既存のユーザーや将来ユーザーとなることを希望される金融商品取引業者等への個別のご説明の機会を通じて、その業務の法的基盤や業務規程、業務手順書、取引情報収集契約の内容についてご説明を行っております。

また、業務規程、業務手順書、取引情報収集契約等は、DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等を変更する場合には、全てのユーザーに対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

### 重要な考慮事項 4 :

FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

DDRJ の業務活動地域は日本に限定されていることから、取引情報収集契約と業務手順書は既にニューヨーク州を準拠法としている極く一部の既存ユーザーを除き、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所の専属的裁判管轄に服する旨を規定していますが、日本法とニューヨーク州法は、いずれも、常に高い次元で法的な安定性と予測性を提供している法領域です。

なお、ユーザーと締結する取引情報収集契約においては、ユーザーに、(1) 当該契約書に基づく義務を履行するために必要な権利能力と権限を有していること、(2) 取引情報収集契約は有効かつ法的拘束力のあるものであること、(3) サービス提供に必要なシステムに接続されることに法令上の問題はないこと、についてそれぞれ誓約して頂いております。

これらの各種規程・規則・契約書・書式は、内部と外部の法律事務所、金融庁、それらに実際に服することになるユーザーといった各方面による、徹底的な検証と審査を経て策定されたものであり、完全に法的に拘束力を有しており、記載内容も明確なものであると考えております。

なお、これまで、裁判所が、DDRJ の業務規程や業務手順書に基づく業務活動や契約関係について、法的拘束力がないと判断した例はありません。

### 重要な考慮事項 5 :

複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

DDRJ は、法の抵触の問題の可能性については、ユーザー、外部の法律事務所、金融庁その他の規制当局から得られる最新の情報に基づいて、継続的にその特定・分析を行っております。

尤も、DDRJ の業務活動に関しては、以下の観点から、複数の法域における潜在的な法の抵触から生じるリスクは最小限に抑えられているものと考えています。

- (1) DDRJ の業務活動地域は日本に限定されていること、
- (2) DDRJ とユーザーに適用される業務規程の準拠法は日本法を指定していること、
- (3) 対象とする取引情報も日本国内の金融商品取引業者等に関するものに限られていること、
- (4) 取引情報蓄積機関という業務の性格から、取引自体の清算・決済・担保処分に関する複数の法領域間での抵触といった問題に巻き込まれる可能性はないこと、



## 原則 2 ガバナンス

**FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安全などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。**

### 重要な考慮事項 1 :

**FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安全などの関係する公益の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。**

DDRJ は、本邦における唯一の指定された取引情報蓄積機関として、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミットにおいて合意された店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステミックリスク削減及び市場濫用の防止を目的とし、全ての店頭デリバティブ取引情報を取引情報蓄積機関に集約させるという精神に則り、関係法令を遵守し、取引情報蓄積業務を運営しています。

DDRJ の経営方針・目的は、ガバナンスの取決めや経営方針に関する規程等にも明記されており、DDRJ は DTCC グループの一員として、DTCC グループが年次に策定する戦略的な企業・経営目標を踏襲します。この企業・経営目標は、様々な利害関係者との協議を踏まえ、法令順守、市場参加者への貢献、リスク管理、財務状況等、多角的な観点から検討され、最終的には取締役会での議論を経て策定されます。金融市場インフラとして、業務の安定性及び効率性を確保し、金融市場の秩序を保ち、且つ市場の安全性向上に資することを目的とし、公益性を高める理念に基づいて活動することとしています。

### 重要な考慮事項 2 :

**FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。**

DDRJ は、現在、最終的な親会社を米国の DTCC とする、日本の会社法に基づいて設立された株式会社です。

DDRJ は金商法に基づき金融庁の監督に服する法人であり、DDRJ のガバナンス上の基本的な取決めを定める定款は、会社法、金商法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」及びその他の法令に定められている取引情報蓄積機関のガバナンスに対する詳細な要件との間で整合性は確保されています。

DDRJ のユーザーとの契約関係や規律を規定する取引情報収集契約、業務規程、業務手順書、さらには、重要な告知事項は、DTCC グループのウェブサイト上に掲示することで全てのユーザーがいつでも確認できるようにしています。

また、DDRJ は監査役設置会社であり、監査役は、株主総会において選任されるとともに、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等が会社法により付与されています。

### 重要な考慮事項 3 :

**FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害対立を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。**

DDRJの取締役会は、DDRJの事業活動の全てを監督し、株主に対して説明する最終経営監督責任を負っています。取締役会の主な職務、権限及び手続は、会社法、定款及びDDRJの「取締役会規程」に定められています。

取締役会の主な職務には、以下の事項を承認・決定することが含まれます。

- ・業務運営計画を含むDDRJの経営方針・戦略・目的
- ・年次予算・投資提案
- ・内部管理、リスク管理、財務報告及び法令等遵守の十分性確保のための内部統制システム
- ・代表取締役の選任及び解任

取締役会と個々の取締役の利益相反への対処については、取締役が、DDRJの事業の分類に属する取引その他のDDRJと取締役との利益が相反するような取引をしようとする場合には、取締役会においてその取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない旨が会社法で規定されています。

また、監査役は、取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があったときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告するほか、その調査の結果を株主総会に報告することが会社法で義務付けられています。監査役は、毎年、監査報告の作成に当たり、利益相反取引の有無について調査を行っています。

さらに、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、決議に加わることができない旨が会社法で規定されています。

利益相反管理に関する具体的な社内手続はDDRJの利益相反解決指針と倫理規程においてもそれぞれ定めております。それらの規程は特定の頻度で見直しを実施することとはしていませんが、必要に応じて、随時、見直しを実施します。

取締役の資格要件は金商法上及び取締役会規程でも規定されており、取締役会と個々の取締役に関する業績の評価基準・方法も取締役会規程において規定しており、年次評価を実施しています。

また、取締役会全体の業績については、株主総会に提示する事業報告書等を通じ、事業計画の達成状況や財務数値の報告を報告することにより、株主への情報公開も行っています。

#### 重要な考慮事項4：

**取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。**

金商法は、取引情報蓄積機関が「取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する」者により構成されることを要求しており、DDRJの取締役会においてもその要求に沿った人選を行い、金融庁に報告しています。

現在、DDRJの取締役会は代表取締役会長、代表取締役社長、及び非常勤取締役3名（DTCCないしその傘下子会社の取締役等、DTCCの経営陣から選出）の合計5名で構成され、金融業界での豊富な実務経験、知識、経営能力等を有する上級幹部経験を経た人材で構成されています。

なお、DDRJでは現在外部取締役は選任していませんが、業務執行から独立した日本の会社法の下での監査役を選任していることに加え、親会社であるDTCCにおいては外部取締役を選任しており、グループ全体として見れば、ユーザーを含めた外部取締役の意見は、弊社において現在選任されている取締役の見識や意見を通じて、ある程度、弊社の経営・監督機能にも反映されております。

#### 重要な考慮事項 5 :

経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性 (Integrity) を備えるべきである。

DDRJ の経営陣の役割は、DDRJ の業務運営全般についての経営責任を担うというものです。また、DDRJ の経営陣は、各部署の管理者・担当者を指揮・監督しながら、日々の業務運営を行っています。

DDRJ の経営陣の責務は、ガバナンスの取決めや経営方針に関する規程等において明記しており、また、業務目標についても DTCC グループ全体で実施する業務目標の設定・達成評価手続に参加しています。

DDRJ は DTCC グループの人事部方針に従い上級管理職を選定しています。また、DTCC グループの人事部方針に従い、DDRJ もその人材開発と人材承継計画を策定しています。上級の経営管理職の採用・選定に際しては、DTCC グループの経営幹部と DDRJ の取締役の一部もその手続に参加します。

さらに、DDRJ は、経営陣が、会社法、金商法が求める資格要件を満たしていることも確認しています。実際、DDRJ の経営陣は、銀行や金融商品取引業者の経営管理、取引の決済清算業務や取引情報蓄積業務、さらには、リスク管理や IT についての多様な経験と深い知識を有しています。

DDRJ の取締役会は、会社法に定める解任手続に基づき、職務遂行を怠り、又は、DDRJ の評判を失墜させた取締役の解任を発議し、株主総会の決議を求める権限を有しています。

#### 重要な考慮事項 6 :

取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理態勢を構築すべきである。こうした態勢には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源および取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

DDRJ の取締役会は、DDRJ が晒されているリスクを特定し、適切に管理する規定として、DTCC グループのリスク管理方針を遵守しています。DTCC グループのリスク管理方針は、DTCC の取締役会の承認を必要とし、戦略的リスクやオペレーショナル・リスクを網羅する包括的なリスク許容度表明等の文書に明文化され定期的に見直し・更新を行っています。

また、DDRJ を含む DTCC グループは、上述のリスク管理方針と管理枠組みの遵守を全社的に確保するために、包括的なリスク管理態勢を整備し、その遵守状況の報告を定期的を受け、必要に応じて、適切な対処を行える環境を確保しています。[詳細は原則 3 (包括的リスク管理制度) を参照]

DDRJ の取締役会は、経営陣に対して、関係各リスク管理部署の承認を得た上で特定されたリスクの種類毎のリスク許容度を基準にした個別リスクの日々の管理責任を委ねております。

加えて、目標値と実績値も記載したリスク管理項目に関する基準表 (メトリックス) を記載した DDRJ のリスク・プロファイルを経営陣が検討し、日常業務において想定されるリスクを適切に把握、評価、管理、監視、報告することによって、規制・監督当局の要求基準も満たすことが目的とされています。

DDRJ の取締役会は、上記の包括的なリスク管理制度の下、包括的なリスク・プロファイルを常設の報告議題とすることとしており、当該リスク・プロファイルは DDRJ の取締役会に四半期毎に報告が

なされます。これは、DDRJの経営幹部がリスクについて、適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任を有しており、取締役会にはそれを監督する責任があるという認識に基づくものです。取締役会は、必要と認めれば、実際にそのようなリスク管理状況を実地確認したりする権限を有するとともに、こうしたリスク管理状況に関する定期報告等を踏まえて、DDRJのオペレーショナル・リスク管理を含めたリスク状況とその管理状況を評価、承認、再評価するとともに、DDRJにおけるリスク管理体制の確立、運営とそれらの機能が実際に適切に発揮されていることについての監督責任を有しています。

DDRJのビジネス・リスク管理室は、リスク管理に関しての業務を所管し、DTCCグループのオペレーショナル・リスク管理部門やシステム・リスク管理部門と綿密な連携を取りながら、DDRJが晒されているリスクの特定、査定、及び監視を行い、適切な管理態勢を構築し、重要なリスクに関しては、DTCCグループ傘下の他の法人への影響も考慮し、DTCCの関連部署へ報告も行います。

さらに、DTCCグループの内部監査部門は、DTCCグループ傘下の子会社等及びDTCCグループ全体のリスク管理体制とその統制環境を独立した立場で、リスクの所在を理解し、グループの基準を満たすために必要な対応策が実施されているかどうかを検証する役割を有しています。このような使命を達成すべく、内部監査部門は、内部統制とそのための手続と記録が十分に整備され業務が適正に運営されているかどうかを検証する体制をとっています。

また、DDRJでは監査役を任命しており、監査役が独立して取締役会に直接に報告する体制となっています。

#### 重要な考慮事項 7 :

取締役会は、FMIの制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

DDRJは積極的に金融業界と接点を持ち、利害関係者に働きかけるとともに、金融当局と継続的に議論をすることを通じて、ユーザーの関係規制上の要請に沿うよう、万全を期しています。

また、DDRJの経営陣は、金融庁と頻繁かつ定期的な面談の機会を持つことを確保するとともに、関係職員を含めて、ユーザーとも、意思疎通が随時行える状況を確保しています。

DTCCグループに影響を与えるような重大な事柄については、DDRJの取締役会の判断・指示により、必要に応じて、DTCCグループの主要経営陣及び関連機関等にも報告されます。

また、ユーザーにも影響がある重要事項の決定の際には、重要通知としてDTCCグループのウェブサイトを通じてユーザーに公表されるとともに、取締役会の決定事項は、その内容の重大性に応じて、公表や関係規制当局に対しても適切に報告等を行います。

#### 原則 3 包括的リスク管理制度

FMIは、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナル・リスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理態勢を設けるべきである。

#### 重要な考慮事項 1 :

FMIは、FMIに発生する、またはFMIが被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるように、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理態勢は定期的に見直されるべきである。

DDRJにおけるリスク管理の枠組みは、DTCC グループのリスク管理方針に基づき構築されています。具体的には、財務関連リスク、法令・規制遵守リスク、事務プロセス関連リスク、ITシステムと情報管理関連リスク、業務継続性リスク、及び人材・人事関連リスクといったものに分類されるオペレーショナル・リスク、並びに一般的な業務関連リスク、及び新規業務関連リスクといったものに分類される戦略的なリスクといった2つの大きな種類のリスクに分類して、リスクを把握・管理します。

なお、DDRJは、リスクを評価するにあたり、固有リスク、コントロールの効果、及び残余リスクに分類して行っており、リスク許容度表明において明記されている各リスク分野について評価をしています。また、DDRJの取締役会は、経営陣に対して、リスクの種類毎のリスク許容度を基準にした個別リスクの日々の管理責任を委ねております。

更に、効果的なリスク管理態勢を運用するため、DDRJを含むDTCCグループは、3つの防御ライン体制を敷くという管理手法を採用しています〔詳細は原則17（オペレーショナル・リスク）を参照〕。

また、DDRJは一部業務を関連会社に委託していることから、業務委託先管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識の基、定期的に業務委託先主要関係部署と会議を設定し、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

#### 重要な考慮事項2：

**FMIは、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自がFMIにもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。**

DDRJは、取引情報蓄積機関であるため、信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクには晒されていませんが、ユーザーに起因するものを含めたオペレーショナル・リスクや戦略リスクには晒されています。

ユーザーに起因するオペレーショナル・リスクについては、当該リスクを低減化するという観点から、DDRJの業務規程及び業務手順書において、ユーザーの取引情報報告用のシステムへのアクセスを拒否する措置、除名処分手続、懲戒処分手続、罰金処分等に関する条件を明確に規定しています。当該処分の適用事例にはユーザーの口座やシステムがDDRJのシステムの通常な運用・稼動に重大な悪影響を与えるような場合も含まれます。なお、ユーザーが適切に取引情報報告を行えるよう、必要な情報開示や支援を適宜行っています。

#### 重要な考慮事項3：

**FMIは、相互依存関係の結果として他の主体（他のFMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。**

DDRJが運営する取引情報蓄積機関業務の性格上、相互依存関係にある主要な他の主体はユーザー若しくは一部業務を委託している業務委託先です。仮にユーザーが、何らかの理由で取引情報報告を行えない場合には、当該ユーザーの取引情報をDDRJが取り込めていない状態であり、従って監督当局への報告には含まれないこととなります。

DDRJは一部業務を関連会社に委託していることから、業務委託先管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識の基、定期的に業務委託先主要関係部署と会議を開催し、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

なお、DDRJは取引情報蓄積業務だけを運営しているため、他の主体（他のFMI等）との間との相互依存関係に由来する信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクには晒されていません。

#### 重要な考慮事項 4 :

FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

DDRJ や DTCC グループの取締役会等において、事業展開の困難性や収益性の観点から、取引情報蓄積機関業務を休止または撤退するという経営判断が下されることにより、取引情報を収集・報告するための技術的なプラットフォームを提供する使命を有する DDRJ が、日本において事業を休止するといった事態が想定され、そのような状況に陥った場合は、報告された取引情報の秩序ある移転が重要であると認識しています。

そのような経営判断に至る原因としては、以下のものが想定できます。

- ・取引量が想定以上に減少することによって手数料収入が著しく減少したり、競合他社が台頭することによって、市場占有率が著しく低下してしまうこと。
- ・法令上の要件に対応するため等のために、業務を経済合理性を欠いてしまう程度にまで業務運営費用が増加すること。
- ・行政処分や法人罰を科されるといったことにより想定外の費用がかかってしまうこと。

DDRJ としては、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針に従い、適切な資本金を維持し健全な財務状況を確保し、可能な限り、DDRJ の業務を停止することが必要となるような事態の発生を最小限に抑える努力を払っていますが、万が一、DDRJ の業務休止・解散手続が必要となった場合には、金融庁の認可を予め得るという金商法上の要件を遵守するだけでなく、会社法、定款の要件も充足し、さらには、規制当局や各利害関係者とも連携して適切に対応します。

#### 原則 4 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

#### 原則 5 担保

FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 6 証拠金

GCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 7 資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 8 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 9 資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 10 現物の受渡

FMI は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 11 証券集中振替機関

証券集中振替機関は、証券の完全性 (integrity) の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。証券集中振替機関は、帳簿上の記載による証券決済 (振替決済) のために、不動化または無券面化された形式で証券を保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

DTCC Non-Confidential (Green)

## 原則 1 2 価値交換型決済システム

FMI は、2つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 1 3 参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 1 4 分別管理・勘定移管

GCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して GCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

## 原則 1 5 ビジネス・リスク

FMI は、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

### 重要な考慮事項 1 :

FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

DDRJ は、その最終的な親会社である DTCC グループで策定された資本管理政策並びに財務計画に従い、健全な財務状況を確保しています。

DDRJ における一般的なビジネス・リスクは、資本金の減損に繋がるような財務状況の悪化の可能性を含むものであると考えられます。そのような財務状況の悪化は、予期せぬ取引量の減少、景気の悪化、市場における外部要因による特定事象の発生や変動、競合他社の市場参入といった競争圧力の高まり、DDRJ ないしユーザーに影響を与えるような規制環境の変化、更には、予期せぬ過大な営業損失の発生といったような、様々な要因によって引き起こされる事があります。

以上のようなリスク要因を的確に把握、モニター、及び管理するため、DTCC グループで策定される資本管理政策には、詳細な年次の予算計画に加え、3年計画も含まれ、DTCC グループ全体並びにグループ傘下の各法人単位においての資本管理計画にも反映されます。具体的には、DDRJ が現状及び予測分析に基づき業務を運営する上で適正な資本金を維持し、様々なリスクにも対応できるような財務資



源を準備・確保する目的も含まれており、DDRJが業務を戦略的に拡大する可能性がある場合にも必要な財務資源を提供できる体制を構築しています。

DTCC 及び DDRJ を含むその傘下子会社では、このようなビジネス・リスクを管理するために、事業計画の達成状況や財務状況を継続的に確認・検証するとともに、システムリスクを含むオペレーショナル・リスクや投資リスクの管理を原則 3（包括的リスク管理制度）で述べた包括的なリスク管理の枠組みに基づき行っています。

#### 重要な考慮事項 2 :

FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネス・リスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

DDRJ は、一般的な業務上のリスク管理の観点ならびに「清算・振替機関向けの総合的な監督指針（VI-2-2 の資本の充実）」や CPSS-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための原則」で示された資本管理基準に則り、少なくとも当期の営業費用 6 か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを現在全て流動性の最も高い現金で保有しています。さらに、有事の際には、最終的な親会社である DTCC からの借入金も流動資産として活用できるよう検討しております。

また、DDRJ は、上述の資本を財源とするネットベースの流動資産が十分に確保できているかどうかを、原則 3（包括的リスク管理制度）の箇所でご説明した包括的なリスク管理の枠組みの下、営業費用の推移等を把握し、仮に資本ないし純資産の額が上記の水準に近づいたりする場合には、親会社から追加出資を受け入れることができる体制を構築しております。

#### 重要な考慮事項 3 :

FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

DDRJ は仮に自主的に業務休止をせざるを得ない状況に陥った場合には、金融庁の認可を予め得るという法令上の要件を遵守するだけでなく、監督当局、ユーザーの皆様、その他の利害関係者と緊密な連絡・調整を図りながら、可能な限り、事務的、技術的、法的に円滑な業務の移転に最善を尽くす体制を整備する所存です。

DDRJ は、予算計画策定の際にも、業務運営上のリスクを踏まえて必要となる資本額を定期的に評価・算定しています。

また、本件に関しては、上記原則 1 5 の重要な考慮事項 2 及び原則 3 の重要な考慮事項 4 のご説明も併せてご参照ください。

#### 重要な考慮事項 4 :

ビジネス・リスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有すべきである。

DDRJは少なくとも当期の営業費用6か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを全て流動性の最も高い現金で保有しています。なお、DDRJが遵守するDTCCグループの堅実且つ保守的な投資方針では、投資可能対象商品を市場価格変動性の非常に低いものに限定されており、高質で十分な流動性のある資産の確保を担保しています。

#### 重要な考慮事項5：

FMIは、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

仮に、DDRJが追加的な資本を必要とするような状況になった場合、DDRJの最終的な親会社であるDTCCは、DDRJの直接の親会社（DTCC Global Holdings B.V.）を通じて、追加的な財務資源を投入する体制が構築されています。

また、DDRJは最終的な親会社であるDTCCにおける戦略的な資本計画の中に組み込まれており、当該資本計画は、当局規制上の観点、経済的観点、戦略的観点から評価した必要な資本額、資本政策、DTCCや傘下子会社の機関での検討を踏まえて、策定されます。

DDRJ自体においても、DTCCグループの財務部門とも協議しながら、予想される業務運営上のリスク、予算の実績との乖離状況、経費支出状況、収益見込み状況の推移を継続的に把握するとともに、「清算・振替機関向けの総合的な監督指針」で示されている資本と流動性の健全性確保に関わる基準も加味しながら、追加増資を含めた、適時・適切な資本充実策を実施しています。DDRJの取締役会は、DDRJの財務状況を適時モニターしており、仮に追加的な資本が必要となる場合には、取締役会の承認が必要となる体制を構築しています。

#### 原則16 保管・投資リスク

FMIは、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMIによる投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

DDRJは取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

#### 原則17 オペレーショナル・リスク

FMIは、オペレーショナル・リスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧とFMIの義務の履行を目的とすべきである。

#### 重要な考慮事項1：

FMIは、オペレーショナル・リスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナル・リスク管理の枠組みを設けるべきである。

DDRJにおけるリスク管理は、DTCCで策定された企業全体を対象とする包括的なリスク管理の枠組みに準じています。この包括的なリスク管理の枠組みは、種々の事業活動・運営から生じるリスクを管理するガバナンスであり、例として、リスクの把握、査定、評価、モニター、軽減、報告等のプロセスも含まれています。DTCCにおけるリスク管理に対する基本的な手法は、グループ全体のリスク管

理枠組みにも反映されているところですが、リスクの種類毎に潜在リスクベース（即ち、低減化措置がないとした場合のリスク量）で一旦把握した上で、現状ないし追加的な管理措置を踏まえて残余リスクを把握し、監視します。

DDRJは、そのリスクを効果的に把握、管理、監視する観点から、DTCCグループの関連部門とも協働し、3つの防御ライン体制を敷くという管理手法を採用しています。

第一防御ラインには、業務・業務支援部門と、業務部門と密接に協力しながら日々の業務上のリスクを把握、管理する役割を担うビジネス・リスク・マネージャーが属しています。

第二防御ラインには、管理部門として、社内におけるリスク管理に関する基準を設定し、その基準を遵守するための方法等について指導、助言するとともにその遵守状況を監視する役割があるオペレーショナル・リスク管理部門、コンプライアンス部門、ITリスク管理部門、情報管理部門、業務継続性体制管理部門が属しています。第二防御ラインであるコンプライアンス部門も必要に応じて、アセスメントやテストを実施して、管理措置の仕組みとその有効性を検証します。

第三防御ラインには、独立した客観的な立場で監査や指導を実施することにより、第一防御ライン、第二防御ラインのあるべき姿を含めた有効な内部管理体制の確立・維持を支援する役割を有する内部監査部門が属しています。内部監査部門は、各業務分野における潜在的なリスクの評価とそれに対応する管理措置の内容に応じたリスク・ベースの年次監査計画を策定しており、対象部門に対する監査実施頻度を1年に一度から4年に一度までの範囲に分類設定しています。更に、業務部門における主要達成指標や主要リスク指標の推移も適時監視しながら、業務部門が置かれている環境の変化も視野に入れて、必要であれば、臨時的監査も実施することができます。

更に、DDRJの最終的な親会社であるDTCCグループで策定されたオペレーショナル・リスク管理の枠組みの下では、オペレーショナル・リスク管理部門が主体として以下のような項目を把握するような体制を構築しています。

- ・リスク許容度
- ・オペレーショナル・リスク事象の収集
- ・リスクの評価 - オペレーショナル・リスク・プロファイル
- ・シナリオ分析
- ・経営陣及び取締役会へのリスク管理状況の報告
- ・リスクの受容状況
- ・業務委託先リスク管理
- ・DTCCグループ傘下の関係会社間契約書
- ・新規事業管理

また、DDRJは取引情報蓄積業務を適切に行うために、それを実現する資質を有する人員を十分に確保できるように継続的に努力しています。従業員は、内部研修、オンライン研修、外部研修等の機会を通じて、リスク管理の能力、専門的能力や管理職としての能力、さらには、業務知識を身に付ける機会が与えられています。

DDRJは、詐欺的行為の禁止を含め、職員の行動指針を示したDTCCグループの倫理規程を遵守することを徹底しています。さらに、オペレーショナル・リスクの管理枠組みにおいても、従業員による詐欺的行為のリスクは、人事と企業文化に関連するリスクとして、管理対象リスクの一つの種類として位置づけています。このような位置づけにより、詐欺的行為に関わるリスクは、オペレーショナル・リスク管理を担当するビジネス・リスク・マネージャーが、リスクとそれに対する管理措置、さらには、事故事象や想定される事故事例の検討を行う際の検討課題に組み入れています。

#### 重要な考慮事項 2 :

FMI の取締役会は、オペレーショナル・リスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMI のオペレーショナル・リスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・
---

**手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。**

DDRJの経営陣は、リスクについて適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任を有しており、取締役会にはそれを監督する責任があるため、DDRJの取締役会には、包括的なリスク・プロファイル並びにそれらのリスク管理状況を常設（定例）報告議題とし、四半期毎に報告がなされます。

取締役会は、こうしたリスク管理状況に関する定期報告等を踏まえて、DDRJのオペレーショナル・リスク管理を含めたリスクとその管理状況を評価、検証しています。

#### **重要な考慮事項 3 :**

**FMI は、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有すべきである。**

DDRJは、事務処理上の信頼性を確保するため、多くの主要達成指標を活用して、オペレーショナル・リスクの管理状況の進捗管理を行っています。取締役会にも報告しているDDRJのリスク・プロファイルにおいては、一般的な業務関連リスク、事務リスク、ITシステム関連リスク、法務・コンプライアンス・リスク、人材関連リスク等に関する、いくつかの測定基準を設定し、その目標基準と実際の達成指標を継続的に進捗管理しています。このような測定基準は、リスク許容度表明にも明記されています。

各測定指標の実績を全体的に把握することにより、DDRJにおける業務運営の安定性を測定するとともに、業務委託先管理の一環として、業務委託先の主要関係部門と定期的な会議も行い検討しています。

#### **重要な考慮事項 4 :**

**FMI は、増大するストレス量を処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。**

DDRJはDTCCグループ全体の稼働能力確保計画、稼働能力需要、稼働実績、最大ないし極限状況下での稼働能力についての検討・分析管理枠組みに準拠しています。

この枠組みにおいてDTCCグループの関連各部署は、予想されるシステム処理容量指標を日次、週次、月次で管理するとともに、年次でも検証します。

具体的には、DTCCの担当部署が一定の閾値についてDTCCグループ内の他の関連部門と合意した上で、それを測定基準に設定して管理していきます。実際の測定基準には情報記憶容量、ディスク保存容量、CPUでの演算処理容量に関する指標が含まれます。必要に応じて想定最大容量の見直しを実施するようなプログラムを組んでいます。

また、これらの分析結果は既述の業務委託先管理の枠組みにおいても検討項目としており、定例会議における検討事項となっています。

#### **重要な考慮事項 5 :**

**FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。**

DDRJは、DTCCグループが策定する包括的な物理的・情報セキュリティ管理体制に組み込まれています。DTCCグループの所管部署は、グループ全体での包括的な枠組みの下、セキュリティ・リスクを把握、モニター、管理、報告する体制を構築しており、グループ全体の施設における脆弱性を把握し対処する体制を敷いています。このような体制の下、全ての重要な施設については、保守管理担当者が実際に実地調査を実施するとともに、他の代替施設の検討も行っています。なお、何らかの要改善点がある場合には、内部の体制や手続も必要な見直しがなされます。

DTCC Non-Confidential (Green)

また、DDRJはDTCCグループ全体の情報セキュリティ管理の枠組みに組み込まれており、IT技術の観点では、ITシステムの脆弱性を察知する包括的なプログラムを運営しています。また、外部からの社内システムへの不正侵入に対する対応・管理に関する包括的なプログラムもあり、DTCCグループ全体として運営しています。

#### 重要な考慮事項6：

FMIは、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（ITシステム）は事務処理の停止から2時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中にFMIが決済を完了できるように計画を策定すべきである。FMIは、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

基本的に、DDRJの業務継続体制は、DTCCグループ全体の業務継続体制とその管理手順に基づき構築されています。

すなわち、DTCCグループは、重要なシステムと事務処理業務（継続的な稼働体制、監督当局が要求する時間内での復旧体制を含めて）を継続するために必要な施設、人員、手順を常に整備しており、加えて、DDRJも自社専用の業務継続性確保のための計画を策定するという体制となっています。

DDRJの業務継続計画には、不可欠なITシステムアプリケーションの特定とその復旧時間、勤務先施設への入室・接近が困難になった場合の不可欠な職員の代替勤務体制（自宅勤務等）、職員連絡先一覧、職員への連絡順番表、必要な対外広報や連絡の事項、内容、方法、外部委託業者、外部納入業者、監督当局等の緊急連絡先も含めた緊急連絡先網一覧も記載しており、有事の際の対応手順や危機管理手順も記載しています。

これらの業務継続計画は、不可欠なシステム、機能、職員の異動に応じて、常に見直しを行うとともに、業務継続計画調整担当者によって、毎年、経営陣の承認を受けることとし、年に1回はその事務所単位での業務継続計画に関する実地訓練を実施することにしています。

なお、DDRJの業務継続計画は、DTCCグループ全体の業務継続体制の枠組みに沿って策定しており、その目標最長稼働復旧時間は4時間以内となっています。尤も、DDRJでは取引・資金の決済業務は行っていないため、この稼働復旧時間目標であっても、金融市場に支障を及ぼすことはないものと考えております。

#### 重要な考慮事項7：

FMIは、主要な参加者・他のFMI・サービス業者・公益事業者（utility provider）がFMIの事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMIでは、自らの事務処理が他のFMIにもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

DDRJは取引情報の蓄積・報告という業務に従事していますので、仮にユーザーにおける関連事務処理に障害等が発生した場合には、その障害の影響を受けた取引情報について、DDRJへの取引情報の提出、更には、金融庁に対し未報告あるいはその報告が遅延というリスクが存在します。

水道、電気等の社会インフラの途絶リスクについては、取引情報システムを、DTCCグループ全体で複数のデータ・センターの運営を含めて、グループ全体で稼働させて運営していますので、相応のリスク回避対応策は整備しています。

その上で、地域の社会インフラが途絶するという事態が発生した場合については、電気・水道の断絶リスクには緊急代替装置を確保する、通信・インターネットの断絶リスクには複数のサービス提供者と契約を締結する、といった対応をそれぞれ行っております。

さらに、DDRJは、金商法の規定に基づき、金融庁の正式な承認の下、その業務の一部を関連会社に委託しており、業務委託者としての管理責任を全うするために、業務委託先の主要関係部署と、提供されるサービスの品質について定期的に検証しその品質管理の向上にも注力しています。

なお、DDRJは取引の決済・清算業務には従事していませんので、それらに関する影響やリスクはありません。即ち、DDRJは取引情報の蓄積・報告業務を行っており、他の金融インフラ業者に対して悪影響や障害が伝播するといったリスクは無く、個別・具体的なレベルで調整・連携体制を構築する必要があるとは認識していません。

## 原則18 アクセス・参加要件

**FMIは、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。**

### 重要な考慮事項1：

**FMIは、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他のFMIに対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。**

DDRJのユーザーは取引情報報告義務の課せられている金融商品取引業者等に限定されていますが、その上で、当該金融商品取引業者等が当社のサービスを利用していただくためには、以下の条件を充足していただく必要があります。

- ・口座開設のためのDDRJユーザー契約書の締結
- ・DDRJ業務手順書の遵守
- ・DDRJの業務規程の遵守
- ・顧客属性上の制限やマネーロンダリング及びテロ資金供与等への関与防止に関わる関係規制（米国のOFAC規制ないし資産凍結対象者等との取引禁止を含む）に抵触しないこと
- ・DDRJの報告用システムへのアクセス付与のために必要となる、DDRJの指定する仕様に従った技術的仕様の確保に関わる関係書類の記入・提出
- ・情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準
- ・手数料の支払い負担

DDRJの上記のような利用要件は、DDRJの業務特性やユーザーの属性に応じ、かつ、リスクに沿った合理的な利用要件となっており、その内容は、取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。また、当該利用要件はDTCCグループのウェブサイトにおいても公表しています。

### 重要な考慮事項2：

**FMIの参加要件は、FMIおよび業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMIは、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。**

金商法第156条の64及び関係内閣府令により、現状、店頭デリバティブ取引情報の報告義務が課せられている対象者は金融商品取引業者等に限定されていますので、当該金融商品取引業者等であることがDDRJの参加条件を満たすための法令上の要件となります。

また、全てのDDRJのユーザーには、弊社の取引情報収集契約と業務手順書の条項の遵守義務の一環として、同一の技術的仕様の確保義務や情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準充足が求められます。

ユーザーによって指定され、ユーザに代わって取引データを提出する第三者も、ユーザーと同一の共通の取引情報収集契約において明記ないし参照準用された、業務手順書における、守秘義務、技術的仕様要件、情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準等を含む、各条項の内容に服します。

さらに、重要な考慮事項 1 の箇所でもご説明しましたように、DDRJ では、利用要件として、口座開設のために必要な関係帳票類の条項遵守、マネーロンダリング防止等の観点からのスクリーニング関係規制の遵守を要請していますが、それらの要件は、DDRJ の業務の特性やユーザーの属性に応じ、かつ、関係法令や取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。

DDRJ の利用要件に関する取引情報収集契約や業務手順書の条項は、規制環境や一般的な市場環境の変化、さらには、現行の利用要件に関するリスクや技術発展の状況を常に検証し、必要な場合には見直しを行い、仮に見直しを実施した場合には、ユーザーに平等に適用されます。

それらの要件を規律する取引情報収集契約や業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、将来利用を検討されている金融商品取引業者等にも提供しています。

また、業務規程や業務手順書は DTCC グループのウェブサイトにも掲示しており、それらの規程類に係わる重要事項等に変更があった場合には、DTCC グループのウェブサイトに掲示する重要連絡によりユーザーに連絡されるとともに、全てのユーザに対して、それ以外の手段を通じて個別に伝達されます。

### 重要な考慮事項 3 :

**FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。**

DDRJ の業務手順書においては、DDRJ がシステムとそれを通じて提供するサービスに対するすべての管理権を有している旨を規定しています。

また、DDRJ の業務手順書においては、関係法令や業務手順書違反をしたユーザーの除名、懲戒手続についても、処分事由、異議申立手続を含めて、詳細に規定しています。

当該規律に関する手続を記載している業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の業者様にも提供しています。

また、業務手順書は、DTCC グループのウェブサイトに掲示しており、業務手順書を変更する場合には、全てのユーザーに対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

### 原則 19 階層的参加形態

**FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。**

日本においては、取引情報蓄積機関のユーザーとしての参加形態に関して、階層的参加の仕組みは存在していないため、本原則は DDRJ には適用されません。

## 原則 20 FMI 間リンク

**FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。**

DDRJ は取引情報蓄積業務だけを営んでいますが、現行の法制度の下では、金融商品取引清算機関は、直接、金融庁に同機関を通じて清算された取引に関する取引情報を報告する枠組みとなっており、また、他の取引情報蓄積機関とのリンク制度も存在していないため、弊社においては、他の FMI とのリンクは存在しません。  
このため、本原則は DDRJ には適用されません。

## 原則 21 効率性・実効性

**FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。**

### 重要な考慮事項 1 :

**FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。**

DDRJ は、米国において金融市場インフラを傘下に収めている米国持株会社である DTCC を最終的な親会社としており、DTCC は、主要な金融市場参加者である金融機関により設立され、所有されています。金融市場インフラとして、合理的な価格で顧客の効率性向上・リスク管理強化を促進する多様なサービスを提供することを使命としています。その一員として DDRJ は、本邦における唯一の指定された取引情報蓄積機関として業務を運営しており、清算・決済等の業務は行っていません。また、DDRJ は、金融庁による規制・監督に服している取引情報蓄積機関として、ガバナンスを含むその組織や管理体制のあり方の全てが、ユーザーの金融庁への取引報告義務を代わって果たすという立場によって規定されています。

具体的には、以下のような背景とプロセスを通じて、DDRJ の商品・サービスの開発が市場ニーズに見合ったものとなるように万全を期しています。

### 経営戦略の策定過程の観点から

DTCC グループにおいて DDRJ を含む各国の取引情報蓄積業務を担う関係会社各社の年次業務目標を策定しており、DDRJ も当該戦略目標の中に位置づけられて業務運営を行います。

当該業務目標は、DTCC 傘下の各法人、DTCC の取締役会のみならず、関係金融業界や関係規制当局等との協議・調整を経て策定されます。

### 商品開発過程へのユーザーによる関与の観点から

DDRJ は、業界の方々と組成する作業部会を主催したり、そこに参加することを通じて、商品・サービスの開発とその継続的な品質管理の過程にユーザーが関与していただけるように配慮していますので、DDRJ のユーザーは、業界での相互の意思疎通を円滑にしたり、あるいは、取引情報の提出と当局への報告に関わる市場や規制に対する要請事項を提起したりする目的で、そのような検討会に参加していただくことができます。

また、DDRJ は、金融当局との間でも、現在及び将来の規制のあり方について緊密な議論・意思疎通を行っています。



### 重要な考慮事項 2 :

FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

金融市場インフラ業務を提供する DTCC グループの一員として、DDRJ の使命と業務命題は、2009 年のピッツバーグ・サミットにおける G20 合意に基づく店頭デリバティブ取引市場の透明性向上、金融市場におけるシステミック・リスク削減及び市場濫用の防止に貢献するという課題とそれに関連する日本における法令・規則の遵守です。具体的には、関連法令・規則を遵守し、適切なリスク管理態勢に基づき取引情報蓄積業務を運用し、ユーザーの利便性を考慮したサービス及びサポートを合理的な価格で提供することです。

このような業務の効率性や有効性並びにリスク管理に関する状況報告は、DTCC グループの経営陣とも共有され、DTCC グループ全体で業務課題の進捗管理が行われます。

### 重要な考慮事項 3 :

FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

重要な考慮事項 2 に対する上記のご説明にありますように、DDRJ は、業務推進課題、業務目標進捗状況、オペレーショナル・リスク管理においては、業務の効率性や有効性がオペレーショナル・リスクの観点からも客観的に把握できるようになっており、DTCC グループの経営陣とも情報共有を行うことで DTCC グループ全体での業務課題の進捗状況が把握できるようになっています。

## 原則 2 2 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

### 重要な考慮事項 1 :

FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

DDRJ は国際的な業界でデリバティブ取引の取引情報を伝達するために一般的に使用されている通信手段、例えば、インターネット、専用線といった手段に対応しています。これらのすべての通信手段は、全てのユーザーにおいて利用が可能です。

加えて、仮にユーザーの明示的な承認に基づいて、ユーザーの事務委託業者がユーザーに代わって、DDRJ のシステムに入力する場合であっても、それらの方々が、いずれかの通信手段やそのいくつかの組み合わせた通信手段を利用することも可能です。ユーザーは口座開設の段階でどの通信手段を利用するかを選択しますが、DDRJ のサービス利用期間中、いつでも、インターネットに加えて専用線といった具合に、使用する通信手段の変更・追加を行うことが可能です。

以下に、選択可能な通信手段とそれに対応するメッセージ様式を列挙します。

専用線 (MQ) ・ FpML (Financial Product Markup Language)  
専用線 (sFTP/FTP/NDM (push/pull)) ・ CSV (Comma Separated Value)  
専用線 (sFTP/FTP/NDM (push/pull)) ・ FpML (Financial Product Markup Language)  
インターネット (GUI (Upload/Download)) ・ CSV (Comma Separated Value)  
インターネット (sFTP (push/pull)) ・ FpML (Financial Product Markup Language)  
インターネット (sFTP (push/pull)) ・ CSV (Comma Separated Value)

また、DDRJは業界で利用されている金融取引の特定や取引相手方の特定のために利用されている識別番号制度の利用に向けて全面的に支援しています。DDRJは、そうした識別番号制度の普及に向けて、引き続き業界関係者と協働してまいります。

## 原則23 規則・主要手続・市場データの開示

**FMIは、参加者がFMIへの参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるように、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMIの関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。**

### 重要な考慮事項1：

**FMIは、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。**

DDRJの取引情報収集契約とそこで参照され準拠することが明記されているDDRJの業務手順書、さらには、DDRJの業務規程が、ユーザーを含めた関係者に適用される契約関係並びに業務の手続を構成しています。

取引情報収集契約や業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供しています。

また、業務規程、取引情報収集契約並びに業務手順書は、DTCCグループのウェブサイトにも掲示するとともに、それらを変更する場合には、全てのユーザーに対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCCグループのウェブサイトでも公表しております。

### 重要な考慮事項2：

**FMIは、そのシステムの設計と運営のほか、参加者がFMIへの参加に伴って生じるリスクを評価できるように、FMIと参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。**

DDRJの業務手順書には、ユーザーとDDRJのお互いの権利・義務関係を規定しており、また、ユーザーは、最終的には自らの責任でDDRJのサービスとシステムを利用することになっています。

DDRJの業務手順書は、全てのユーザーに対して平等に適用されますので、その適用において、あるリスクに関して、特定のユーザーが他のユーザーに比べて、より保護されたり保護を受けないといったことはありません。

また、以下の文書がシステムの仕様や処理方法に関する情報を記載したものです。

- ・技術要件書
- ・業務要件書（本文書は一義的には内部文書ですが、必要に応じてユーザーにも共有することができます。）
- ・機能要件書
- ・ユーザー・ガイド

ユーザーは、DTCCグループのウェブサイトアクセスすることにより、これらの書面を入手することができ、将来にユーザーになることを検討されている方々が、DDRJのシステムへの接続環境・要件やテストの機能・要件に関する情報を求めている場合にも、守秘義務に服することを条件に、必要な情報を提供しています。

業務手順書はDTCCグループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等に重要な変更が生じる場合には、取締役会での承認等、必要な承認手続を経て、全てのユーザーに対する通知を行います。

す。更に、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

#### 重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加者が FMI の規則・手続きや FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

DDRJ は、以下のような方法で、ユーザーが DDRJ の関連規程や事務手続の内容を理解することができるための努力を払っています。

- ・DDRJ の業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供します。また、DTCC グループのウェブサイトにも掲示しています。
- ・DDRJ の業務規程は DTCC グループのウェブサイトに掲示しています。
- ・ユーザー・ガイドは DTCC グループのウェブサイトに掲示しています。
- ・ユーザーのニーズに応じて、ユーザーの権利・義務に関わる内容をユーザーに個別にご説明するとともに、万が一、法務、コンプライアンス、経営・管理に関する疑問や論点が提起された場合には、  
必要に応じて、内部で報告する体制を構築しています。
- ・口座開設手続に関する条件や事務手続について詳細なご説明を実施する体制を構築しています。
- ・DDRJ は、必要に応じ、ユーザーが属する業界との作業部会に参加し、意思疎通、議論、情報共有に尽力しています。
- ・DDRJ は、将来ユーザーになることを検討されている方々にも、ご説明や相談事項に応じ、万が一にも理解が不十分であるといった事態の未然防止に注力しています。
- ・ユーザーにシステム・テストに参加していただき、そのテスト結果に問題がなかったことを確認し、  
ユーザーの理解に不十分な点がないことを確認しています。

#### 重要な考慮事項 4 :

FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

手数料体系表は、現在、業務手順書の附属資料となっており、全てのユーザーには手数料体系表とともに業務手順書を予め手交するとともに、口座開設を検討されている方から要請があった場合にも、それらの書面を手交しています。また、手数料体系表は DTCC グループのウェブサイトにも掲示しています。

さらに、手数料体系表を変更する際には、DDRJ の取締役会の承認を得た上で実施することとしていますが、その場合には、全てのユーザー宛に告知します。

#### 重要な考慮事項 5 :

FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO) に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

この文書が、CPSS-IOSCO の「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づく、DDRJ の開示文書です。DDRJ は、今後、当社ないしその業務に関して重大な変更があり次第、随時、本報告書を更新するとともに、少なくとも年に一回の頻度で更新した内容の本報告書を開示します。

なお、現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

#### 原則 2 4 取引情報蓄積機関による市場データの開示

**TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。**

##### 重要な考慮事項 1 :

**TR は、関係当局や関係業界の期待に沿って、関係当局と公衆のそれぞれに対して、市場の透明性を高めるとともに、他の公共政策目的に資するような包括的かつ十分に詳細なデータを提供すべきである。**

現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

##### 重要な考慮事項 2 :

**TR は、関係当局に適時・適切なデータの提供を行うための実効的なプロセスと手続を整備し、関係当局が各々の規制上の任務や法的な責務を果たすことができるようにすべきである。**

自動化したシステムにより、金融庁へ適時・適切な取引情報報告を行っており、関連法令・規則及び利害関係者との協議・合意に基づいた枠組みで報告業務を運営しています。

また、仮に自動化された取引情報報告システムに障害等が発生した場合には、速やかに関係各所に上申、報告、ができ、適切に対処できるような手順を構築しています。

##### 重要な考慮事項 3 :

**TR は最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備すべきである。データは適時に、分析が容易な形式で提供されるべきである。**

DDRJ が使用するシステムには取引情報データを検証するプログラムも内在されており、仮にエラーが生じている場合でも、例外処理に基づき検出・対応しております。

取引情報データのデータ構成は金融庁の要件に基づき作成・送信しております。

## 5. 公表物

CPMI-IOSCO 金融市場インフラのための原則

<http://www.iosco.org/>及び <http://www.bis.org>

金融商品取引法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0025.html>

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F10001000048.html>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/seisan.pdf>

日本銀行法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0089.html>

DDRJ 業務規程、業務手順書、取引情報収集契約等

<http://www.dtcc.com>

DTCC アニュアル・レポート

<http://www.dtcc.com>